

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民課 No.004

処 分 名	改葬の許可
処 分 の 概 要	改葬の許可
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第 2 条
審 査 基 準	<p>審査方法 収蔵等について、施行規則第 2 条第 1 項に定める記載事項により内容が明らかであること及び同条第 2 項に定める書類が添付されていること</p> <p>審査の方法・手順 1 改葬許可証交付申請書の記載内容について、墓地管理者の証明、墓地使用者等の承諾、墓地の受入証明等について審査します。 2 審査後、改葬許可証をお渡しします。</p> <p>市長が特に必要と認める添付書類 改葬先が使用可能であることの証明(受入証明書、墓地使用契約書等)の写し</p>
標準処理期間	改葬許可書交付申請書の受付から概ね 1 時間以内
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階市民課及び庄和総合支所 1 階市民窓口担当への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■墓地、埋葬等に関する法律

第5条 [埋葬・火葬又は改葬の許可] 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第2条 [改葬の許可申請書] 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 1 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- 2 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 3 埋葬又は火葬の場所
- 4 埋葬又は火葬の年月日
- 5 改葬の理由
- 6 改葬の場所
- 7 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証明する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに順ずる書面）
- 2 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 3 その他市町村長が特に必要と認める書類